

○岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例

平成二十一年三月三十日

岐阜県条例第二十三号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十一条第二項第六号及び第四項の規定に基づき、岐阜県地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会の所掌事務は、法に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることとする。

- 一 法第二十六条第一項に規定する中期計画の作成及び変更に係る認可に関する事項
- 二 法第二十八条第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績及び同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価に関する事項
- 三 その他知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員四人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員四人以内を置く。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 専門委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門委員は、再任されることができる。

(会議)

第七条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員で会議に出席したもの（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第八条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関し学識経験を有する者その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。